

飯島賢二の『恐縮ですが...一言コラム』

第 417 回 「役務」による寄付をした場合の税務上の取扱い

2011.5.1

今回は税理士さんらしく、少し堅い話である。(目をそむけずに、読んでいただきたい)
東日本大震災の被災者に向けた「義援金やボランティア」についてである。
寄附金控除ができますから・・・といった税の特典に関する広報が積極的に行われているようだが、何でもかんでも出来るわけではない。当然税法だから、一定のルールがある。また人によってはお金でなく、現地に行って奉仕するというケースもあろう。いわゆる、金銭や物資ではなく、「役務」による寄付をした場合の税務上の取扱いは、一体どうなっているのだろうか？ クライアントの税務相談を、紙上で再現してみよう。

所得税の寄附金控除の対象となるのは「特定寄附金」とされており、「金銭」であることが原則。(詳細については欄外【参考】を読んでいただきたい。)
しかし、国等に財産を贈与した場合には、その贈与した財産の取得費が寄附金控除の対象になるとされており、ここで「金銭→モノ」という拡張解釈が実現している。

それでは、ボランティアによる役務提供はどうなるだろうか。
社会的には、大きな意味で寄附の範疇ではあるが、国税庁の拡張解釈は「金銭→モノ」止まりで、役務提供まで含める意図はなさそうである。
その前提として、寄附による経済的利益に所得税を課さないという一般原則がある。所得税を課さない代わりに、その裏側である寄付者へのフォロー、寄付金控除もないことになる。

しかし、寄付者が、法人か、個人事業者であるかによって、少し事情が違ってくる。
法人や個人事業者がその扱う商品を義援物資として提供する場合、税務上は「国等への売上」として収益計上するとともに、その収益額と同額が費用になる。消費税については費用も収益も課税対象外となり、結果的には課税されないということになる。

ただし、人員の派遣や、事業用資産の貸出しについては、法人と個人事業者で取扱いが異なる。
法人が被災地復旧等の活動をさせるために従業員を無償で派遣したり、所有する事業用資産を無償で貸し付けたりする場合には、国等への売上として収益計上するとともに、その収益額と同額が義援提供費という費用になる。

ところが、これが個人事業者になると、国等への売上という扱いはなくなり、従って義援提供費という費用の発生もない。
ただし、従業員への人件費や提供資産の減価償却費などは、そのまま必要経費として扱われる。
尚、参考の為に、通常の義援金による寄付の取り扱いについては、次ページに掲載しておく。

寄付金控除、適用するには税務上の取り決めを良く理解し、せっかくの「好意」を税務上も反映させるべきと思う。

【参考】

募金団体を通じた義援金等に係る税務上の確認手続きについて

個人又は法人が、災害に際して、募金団体に義援金等を寄附する場合でも、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることを税務署が確認できれば、「国等に対する寄附金」として、税制上の特典を受けることができます。

災害に際して寄附する場合、税務署での確認手続きも緩和されています。具体的には、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は「国等に対する寄附金」に該当するものとして取り扱われます。

義援金等を募集する募金団体にあつては、募集する義援金等が国等に対する寄附金に該当するかどうかについて、最寄りの税務署の法人課税部門又は個人課税部門にお尋ね下さい。

(注 1) 直接、日本赤十字社、報道機関等に対して支出する義援金等で、最終的に地方公共団体に拠出されるものは、特段の確認手続きを要することなく、「国等に対する寄附金」に該当します。

(注 2) 税制上の特典は以下のとおり。

- ① 個人が支出する寄附金
寄附金控除(所得金額の40%又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除する。)の対象となる。
- ② 法人が支出する寄附金
全額が損金算入の対象となる。

問合せ先

国税庁課税部個人課税課：03 - 3581 - 4161 (内線 3703)

国税庁課税部法人課税課：03 - 3581 - 4161 (内線 3877)

国税庁課税部審理室：03-3581-4161 (内線 3728、3727)

国税庁

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/gien/index.htm>